

入札説明書

訓練受講希望者等に対する
ジョブ・カード作成支援推進事業

【低入札価格調査案件】

愛知労働局

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の調達に関する入札公告（令和2年1月22日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 佐藤 広道

2 一般競争に付する事項

(1) 件名

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

(2) 仕様

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」委託要綱（別添1）及び「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」仕様書（別添2）による。

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（予定）

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

イ 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。また、契約条件については委託要綱の様式第4号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書」を十分確認の上、入札金額を見積ること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）

第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

- (ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間（労働保険については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。）。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- エ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練（以下、「専門実践教育訓練等」という。）を契約開始年月日以降実施する予定がない団体であること。また、次に掲げる関係にある者が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練等を契約開始年月日以降実施する予定がないこと。
- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第4号に規定する連結子会社をいう。）
- ② 親会社等（アからエまでに該当する者）
- ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- イ 参加者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

- ウ 参加者の役員（株式会社にあっては取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合にあっては理事又はこれらに準ずる者をいう。）を現に兼ねている者がいる場合
- エ 参加者の事業の方針に関して、アからウに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付場所

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル13階

愛知労働局職業安定部訓練室 担当：安藤

電話：052-688-5755

メールアドレス：andou-masatoshi@mhlw.go.jp

(2) 入札に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせ先・方法

上記(1)のアドレスへのメールにて受け付ける。添付ファイルや画像データ等は開封しないので、質問内容はメール本文に全て記載すること。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

イ 問い合わせの受付期間

令和2年1月22日(水)～令和2年2月19日(水)

(土日祝を除く開庁日の9時から12時、13時から17時、最終日は12時までとする)

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和2年2月19日(水)17時までに、質問者及び説明会に参加した者等に対しメール等にて行う。

ただし、軽微な質問については、質問者のみに回答する。

5 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和2年1月30日(木) 10時

(2) 場所

名古屋市中区栄二丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング14階

愛知労働局広小路庁舎 大会議室

(3) 出席人数

1機関あたり3名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和2年1月29日(水)16時までに上記4(1)の連絡先へメールにて申し込むこと（期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記4(1)の場所又は愛知労働局HP (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html) で入札説明書を入手してから参加すること。

6 参加申請手続き

(1) 受付期限

令和2年2月20日（木）12時

(2) 電子調達システムによる場合

当該システムに定める手順に従い、手続きを行うこと。この際、別紙3「競争参加資格確認関係書類」に示した証明書類等を当該システムで添付可能な電子ファイル形式（PDF又はJPG）にして添付すること。

(3) 紙による場合

別紙5-2「電子入札案件の紙入札方式での参加について」に、別紙3「競争参加資格確認関係書類」に示した証明書類等を添付し、これを持参又は郵送により下記7(1)イまで提出しなければならない。なお、郵送による場合には郵便書留等確実に到着の確認できる方法とすること。

(4) 入札に参加しない場合

入札説明書及び仕様書を確認の上、入札に参加しない場合については、入札説明書一式は令和2年2月20日（木）12時までに返却すること。

7 入札書の提出等

(1) 入札書の受領期限、提出場所・方法等

ア 入札書の受領期限

令和2年2月21日（金）12時

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 3階
愛知労働局総務部総務課会計第一係 担当：則竹

電話：052-972-0262

ウ 入札書の提出

① 電子調達システムによる場合

当該システムに定める手順に従い入札書を作成し、提出しなければならない。

② 紙による場合

別紙1の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官愛知労働局総務部長あて）及び「令和2年3月6日開札『訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業』入札書在中」と朱記したものを、上記7(1)イに持参又は郵送（郵便書留等到着が確認できる方法）により提出しなければならない。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

封筒の作成については別紙10を参考にすること。

エ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができる。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認められない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書の提出期限までに別紙4「委任状」を入札書が入った封筒とは別に提出しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかつた時は、当該入札書は無効とする。

- ウ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は当該入札書は無効とする。
- エ 別紙7の「誓約書」を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつた時は、当該者の入札を無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

8 提案書類の提出等

(1) 提案書類に関する問い合わせ先、受付期間等

① 受付先

上記4（1）と同じ

② 問い合わせ受付期間

令和2年1月22日（水）～令和2年2月19日（水）

（土日祝を除く開庁日の9時から12時、13時から17時、最終日は12時までとする）

③ 問い合わせ受付方法

上記4（1）～メールにて受け付ける。添付ファイルや画像データ等は開封しないので、質問内容はメール本文に全て記載すること。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

④ 問い合わせに対する回答

令和2年2月19日（水）17時までに質問者及び説明会に参加した者に対してメール等で行う。ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

(2) 提案書類の提出書類、提出期限等

① 提出書類

- ・ 提案申請書（別紙2） 1部
- ・ 提案書（※別紙9に留意すること） 8部（原本1部、写し7部）
- ・ 添付書類（提案者の概要が分かる資料、提案書の記載内容に係る参考資料） 8部（原本1部、写し7部）

※1 写し7部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

② 提出期限

令和2年2月21日（金）12時

③ 提案書類の提出方法

原則、上記4（1）まで直接提出すること。

受付は、土日祝を除く開庁日の9時から12時、13時から17時までとする。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記4（1）あてに提案書類の受領期限の前日の令和2年2月20日（木）までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 提案書類説明会の開催

入札参加者は、技術審査委員会に対する企画内容のプレゼンテーションを行う。

① 日程 令和2年2月28日（金）

② 場所 名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル10階 愛知労働局伏見庁舎 第一会議室

③ 内容 提案書類に基づく提案内容の説明及び質疑応答。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できないので、提出された提案書類のみを用いた説明とする。

④ 説明時間、出席者数の制限等については、有効な提案書類を提出した者に後日連絡する。

上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した提案書類の説明を行うものとする。

(4) 提案書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

9 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和2年3月6日（金）9時30分

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 2階
愛知労働局 北大会議室

(2) 電子調達システムによる場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙入札方式による場合

ア 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙4）を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第82条（再度入札）の規定に基づき、再度の入札（1回）を行う。再度入札は、上記開札終了後、引き続き行うため、これに参加する場合は、電子調達システムにおいては再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとし、紙入札については、予め入札書及び封筒を用意しておくこと。なお、上記電子調達システムにおける再入札通知書に示す時刻までに応札がない場合、又は、紙入札の場合で立会いがない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年2月20日（木）12時までに競争参加資格を有することを証明する書類（別紙3を参照）を上記7（1）イあてに提出しなければならない。

イ 郵送により提出する場合は、郵便書留等到着が確認できる方法とすること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

ウ 入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じな

ければならない。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、本入札案件は低入札価格調査制度を適用するものとし、低入札価格調査基準額を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査を実施する。また、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムにより通知するものとする。

(4) 低価格落札者の決定に係る注意事項

落札者となるべき者の入札価格が予定価格の10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるため、予決令第86条第1項に基づき、調査することとしていること。

なお、調査項目については、以下のとおりであること。

- ① 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性
- ② 当該契約の履行体制
- ③ 当該契約期間中における他の契約請負状況
- ④ 手持機械その他固定資産の状況
- ⑤ 国及び公共団体等に対する契約履行状況
- ⑥ 経営状況
- ⑦ 信用状況
- ⑧ 個人情報の取扱いに関する事項（セキュリティ体制等）

以上の項目を調査した結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められた場合には、予決令第86条第2項に基づき、契約審査委員の審査を受けることとしていること。

また、入札者は、上記調査に協力する義務があるので、入札の際は注意すること。

なお、以上の調査及び調査結果から当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合には、予決令第88条第1項に基づき次順位者を落札者とするものとする。

おって、次順位者以降の入札者においても、入札額が予定価格の10分の6を乗じて得た額に満たない場合にも同様の調査を行うこととする。

(5) 契約書の作成等

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。
- カ 令和2年度予算が令和2年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

(6) 支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

1.1 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。なお、提案書の作成においては、別紙9「訓練受講希望者等ジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書作成上の留意点」を確認すること。
- (2) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (6) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として、提案書類に記載された内容の変更を認めない。
また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。
- (7) 提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。
- (8) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

第2 総合評価に関する事項

1 業務内容の仕様

別添2「仕様書」のとおりとする。

2 総合評価に関する事項及び方法

別添3「評価項目及びその評価基準」のとおりとする。

○ 様式等

別紙1 入札書作成様式

別紙2 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」総合評価落札方式による
一般競争入札提案申請書

別紙3 競争参加資格確認関係書類

(様式1) 障害者の雇用状況に関する報告書

(様式2) 関係会社一覧表

別紙4 委任状作成様式

別紙5-1 入札参加登録票

別紙5-2 電子入札案件の紙入札方式での参加について

別紙6 競争参加資格に関する誓約書

別紙7 暴力団等に該当しない旨の誓約書

添付資料の参考様式 役員等名簿

別紙8 保険料納付に係る申立書

別紙9 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書作成上の留意点

別紙10 封筒表記要領

別紙11 一般管理費に係る補足事項について

別添1 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託要綱

別添2 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」仕様書

別添3 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る評価項目及びその評価
基準

別添4 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書技術審査委員会
設置要綱

入札書

¥

—

案件名：訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

上記のとおり入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

電話番号

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」
総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者職氏名 印

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	労働者数	人

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

- (1) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）の厚生労働省大臣官房会計課長（全省統一資格）から通知された等級決定通知書（写）
- (2) 入札参加登録票（別紙5-1）
- (3) **電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙5-2）※紙入札の場合のみ**
- (4) 誓約書及び添付書類（別紙6及び別紙7）
- (5) 保険料納付に係る申立書（別紙8）
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく令和元年の障害者雇用状況報告書の写し。

法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。

ただし、常用労働者数が45人以下の事業主については様式1。

- (7) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく令和元年の高年齢者雇用状況報告書の写し。

令和元年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。

- (8) 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式2）

2 提出部数 各1部

3 提出期限 令和2年2月20日（木）12時（厳守）

※ 郵送による場合には郵便書留等確実に到着の確認できる方法とすること。

障害者の雇用状況に関する報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る入札に参加するに当たり、令和元年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 殿

A 事 業 主	(ふりがな) 氏名 〔法人にあっては 名称及び代表者 の氏名〕	()	住所 〔法人にあっては 主たる事務所の 所在地〕	〒 (Tel - - - -)
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)		人	
	(ロ) 短時間労働者の数		人	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]		人	
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数		人	
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人	
	(ヒ) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人	
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人	
(リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ヒ+(チ×0.5)]		人		
(ヌ) 重度知的障害者の数		人		
(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人		
(ヲ) 重度知的障害者である短時間労働者の数		人		
(ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人		
(カ) 知的障害者の数 [(ヌ×2)+ル+ヲ+(ワ×0.5)]		人		
(ミ) 精神障害者の数		人		
(タ) 精神障害者である短時間労働者の数		人		
(レ) (タ)のうち欄外注1及び注2に該当する者の数				
(ヨ) 精神障害者の数 [ミ+{(タ-レ)×0.5}+タ]		人		
③ 計 [②のリ+②のカ+②のヨ]		人		
④ 実雇用率(③/①のニ×100)		%		

注1 平成28年6月2日以降に雇い入れられた者であること。

注2 平成28年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注3 上記に該当する場合であっても、次の点に留意すること。

① 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはならないこと。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなす。

② 療育手帳を交付されている者又は判定機関により知的障害があると判定されていた者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日又は当該判定機関による判定の日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなすこと。

(様式2)

関係会社一覧表

1. 一般競争参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

委任状

(住所)

私は、(氏名)印を代理人と定め下記案件の入札及び
見積りに関する一切の権限を委任します。

記

案件名：令和2年3月6日開札「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

電話番号

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

入札参加登録票

資格審査登録番号	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄でもよい。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
電 話 番 号

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

件名：訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

※ 本様式を提出する際には、「資格審査結果通知書」の写しを添付すること。

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
- 3 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練等を契約開始年月日以降実施する予定がない団体である。
 - (2) 次に掲げる関係にある者が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並び専門実践教育訓練等を実施する予定がないこと。
 - ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
 - ② 親会社等（アからウまでに該当する者）
 - ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
 - イ 参加者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
 - ウ 参加者の役員（株式会社にあっては取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合にあっては理事又はこれらに準ずる者をいう。）を現に兼ねている者がいる場合
 - エ 参加者の事業の方針に関して、アからウに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- 6 前記1から5について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

【別紙6の報告の参考様式】

該当項目

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分序
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私

当社 は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名又は代表者名

印

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【別紙7の添付書類の参考様式】

役員等名簿

法人（個人）名：

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

注) 各保険料のうち労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
に係る提案書作成上の留意点

- 1 提案書には企画案の他添付書類として以下の書類を添付する。
 - (1) 本事業実施の体制整備に係るスケジュール
 - (2) 本事業における連絡用の拠点の体制等（拠点の所在地、事務局体制、配置・巡回（予定）するキャリアコンサルタントの確保形態（雇用又は委嘱）、人数（常勤数・非常勤数）等）
 - (3) 配置・巡回する（予定の）キャリアコンサルタントの保有する資格、経歴、実務経験等の実績
 - (4) 個人情報等の管理に関する体制又は規程（プライバシーマークを取得していれば、プライバシーマーク登録証の写しを提出すること）
 - (5) 相談者から苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間（目安）
 - (6) 自己の機関に関する概要説明書（官公庁事業の受託実績やキャリアコンサルティングに関する実績があれば記載すること）
 - (7) ワーク・ライフ・バランスの評価の対象とする認定等を証する書類として、次の書類がある場合にはその写し（WTOの政府調達に関する協定に係る調達に参加する外国企業については、当該認定の要件に相当する基準その他実施要領で定める基準を満たしていることを確認（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認）できる書類の写し）
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
※労働時間の基準を満たすものに限る。
 - ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
 - ④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- 2 企画案には仕様書にある本事業の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込む。
 - (1) 本事業を実施するための実施手順、方法（予約受付、巡回、相談、個人情報を移送・保管する際の手順等）
 - (2) 本事業を円滑に進めるための提案

- (3) 本事業の効果を高めるために考えられること。具体的に次に示す取組等を明記すること。
- ・専門実践教育訓練等、雇用型訓練、公的職業訓練の各制度及び関係する各種給付制度について理解を深めるための取組
 - ・専門実践教育訓練等、雇用型訓練、公的職業訓練の関係職種の就業状況について理解を深めるための取組
 - ・配置・巡回するキャリアコンサルタントの質的向上を図るための取組（研修の実施、ケース会議の設定、職業能力開発施設の見学等）

3 その他

(1) 提案書はA4用紙縦置き横書きで文字サイズは10ポイント以上、枚数は10枚以上15枚以下（表紙、目次及び入札説明書第1の8（2）①の添付書類を除く）とすること。ただし、図表その他の関係で前記によることができない場合は、A4用紙を用いるが、文字サイズは自由とする。また、詳細事項などを記載しきれない場合にのみ「別紙」により説明すること。この場合、提案書本体に基本的な事項を記載した上で、「詳細は別紙1を参照」等と記載し、当該別紙の右上に「別紙1」等と記載すること（別紙も枚数にカウントする）。

提案書を含む全ての提出書類はA4用紙とし、片面または両面表記（企画書を両面表記した場合は2枚とカウントする）のいずれかに統一すること。

- (2) 提案書は、一者につき、一企画とすること。
- (3) 提案書等の作成等に要する費用は、受託希望者が負担するものとすること。
- (4) 提出された提案書等は返却しないものとすること。
- (5) 提案書等の提出から、契約の手続きにおける全ての過程において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限るものとすること。

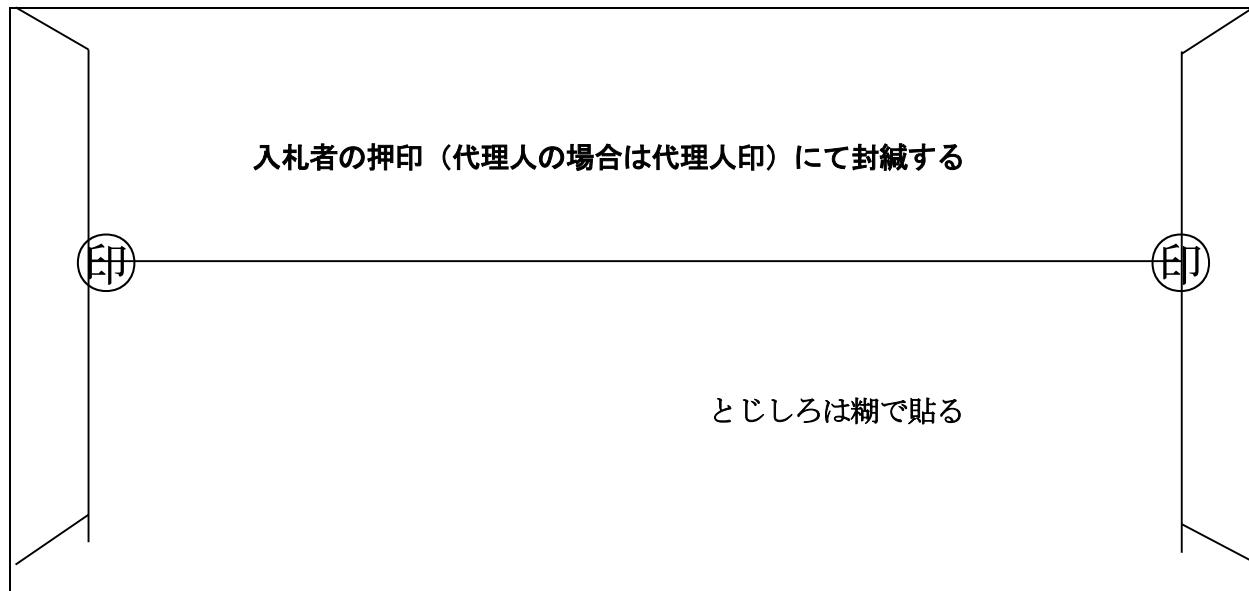
封筒表記要領

(表)

支出負担行為担当官 愛知労働局 総務部長 殿	※すべて朱書き
入札書 在中	
令和2年3月6日開札 件名：訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業	
入札者 住所 商号又は名称 代表者氏名 代理人氏名	印 印

※代理人をもって入札する場合には、押印は代理人のみでも可とする。

(裏)



一般管理費に係る補足事項について

愛知労働局総務部総務課

一般管理費は当該事業を行うために必要な経費のうち、当該事業に要した経費として特定が難しいものについて、一定割合で認められる経費をいう。

具体的には受託者の総務部門、経理部門、役員に対する報酬、その他本事業に要した経費として、抽出・特定が困難な経費等、又は、本事業のほか複数の事業を同一の事務所で行っている場合であって、本事業単独で抽出・特定が困難であり、按分することができない連絡用拠点の経費を指す。

また、一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出すること。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費} (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

となるが、一般管理費率の積算については10%若しくは以下の計算式によって算出されたいざれか低い率とする。(法人形態により計算式は異なる)

①企業における計算式

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

*損益計算書には「販売費及び一般管理費」、「売上原価」の項目があるため、当該項目を抽出して計算を行う。

ただし、「販売費（販売促進のために使用した経費（例：公告宣伝費、交際費））」については決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は「販売費及び一般管理費」を「販売費」と区分し、その「販売費」を採用すること。

②公益法人における計算式

$$\text{一般管理費率} = \text{「管理費」} \div \text{「事業費」} \times 100$$

*公益法人の主要な財源諸表にある正味財産増減計算書の経常経費から、「管理費」「事業費」を抽出して計算を行う。

ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとする。

③独立行政法人における計算式

$$\text{一般管理費率} = \text{「一般管理費」} \div \text{「業務費」} \times 100$$

損益計算書の経常経費から、「一般管理費」「業務費」を抽出して計算を行う。

ただし、「一般管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額が

ある場合は除外することとする。

留意点

- ・一般管理費は直接経費（人件費+事業費）の10%を上限とすること。
- ・一般管理費を計上する場合は、実施計画書の提出時に別添を参考に作成した「一般管理費に関する調書」の提出をすること。また、当該調書を提出する際は、財務諸表等積算の根拠となる資料を提出すること。
- ・精算時には特別な理由がある場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することは認められること。

別添

一般管理費に関する調書（例）

1. 一般管理費について

下記のうちいづれか低い率を一般管理費として適用

(1) 本体事業費の 10%

(2) 下記計算式により算出された率

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

弊社の平成〇〇年〇期決算における「損益計算書の要旨」「販売費及び一般管理費の内訳」下記のとおり

(略)

2. 一般管理費率について

一般管理費率=〇, 〇〇〇÷〇〇, 〇〇〇×100=〇〇.〇%

〇〇.〇% > 10.0% のため、一般管理費率は 10.0% とする。